

運 営 規 程

社会福祉法人 かみかわ福寿園

かみかわ福寿園短期入所生活介護事業所

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かみかわ福寿園が経営する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下、「職員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護または要支援者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の援助および機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他医療・保健・福祉サービスを提供するものとの連携を図り、総合的なサービスの提供に務める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 かみかわ福寿園短期入所生活介護
(介護予防短期入所生活介護) 事業所

(2) 所在地 上川町西町4番地1(上川町特別養護老人ホーム大雪荘)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次の通りとする。

なお、職員はすべて大雪荘と兼務とし、医師も提携協力病院の嘱託医とする。

①施 設 長	1
②生 活 相 談 員	1
③介 護 職 員	3
④看 護 職 員	1

⑤機能訓練指導員	1
⑥介護支援専門員	1
⑦管理栄養士・栄養士	1
⑧調 理 師	3
⑨医師（嘱託医）	1

（職務内容）

第5条 前条に掲げる業務分掌は次の通りとする。

① 施 設 長

理事会の決定方針に従い事業所の運営管理を総括する。

② 生 活 相 談 員

利用者の生活相談と機能回復訓練並びに処遇立案・実施。

教養娯楽等行事の企画・実施。

地域への啓蒙活動。

利用者の公的扶助申請代行業務。

施設利用・廃止に関する事務。

利用登録者宅への定期面接業務。

利用者の処遇計画等のサービス調整。

その他利用者の処遇全般に関する事。

③ 介 護 職 員

利用者の介護全般と相談業務。間接処遇業務全般。

機能回復訓練及び処遇に関する事。

浴室他介護に関わる館内の清潔保持。

行事等利用者の教養・娯楽に関する業務全般。

利用者の処遇計画立案・実施。各種記録の記入・整理。

その他利用者の処遇全般に関する事。

④ 看 護 職 員

医師の指示により傷病者への医療処置及び看護。

緊急時における医療的対応、及び医療機関への連絡調整。

保健衛生相談。

必要に応じて家族に対する利用者の健康状態の説明。

医療機器、利用者の薬品の管理。

記録の整備・管理。

その他利用者及び職員の保健衛生に関する事。

⑤ 機能訓練指導員

利用者の心身機能維持・向上または低下予防のための機能訓練を
計画立案し実施。

⑥ 介護支援専門員

利用期間中の適切な処遇計画の立案、必要に応じて調査票、等による調査の実施。

⑦ 管理栄養士・栄養士・調理員

利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に務める。

⑧ 医 師

利用者の心身の健康状態の維持に努め、利用中になんらかの治療を要するときは、適切な指示を行う。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、7人とする。

ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。その場合は、担当ケアマネと協力し、北海道および利用者の保険者(市町村)に報告し許可をもらうものとする。

(事業のサービス内容)

第7条 サービスの内容は以下の通りとする。

2 利用者の日常生活に関わる必要な介護全般。

(入浴、食事、排泄、着脱衣、移動(乗)、整容、精神)

3 利用中の健康管理・相談、並びに緊急時の病院への連絡・調整・搬送等。

4 生活リハビリを中心とした機能維持・回復訓練。

5 生活相談、全般。

6 必要に応じて、利用者の送迎。

7 身体の状態に応じた食事の提供。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

(通知・説明)

- 第9条 事業所は、その利用者、または家族等に対し、施設の概要等を「重要事項説明書」に基づき説明し、渡さなければならない。説明後、事業所はその利用者または家族等によりサービスの内容に了承・同意を頂いた際、「重要事項説明書」内の同意欄に、氏名・捺印を頂かなければならない。
- 2 事業所より説明を受けた後、待機者およびその家族等、利用の有無を検討し、仮にサービス内容が本人または家族の意思にそぐわないときは、利用者および家族等はサービス利用を断ることができる。

(契 約)

第10条 施設の利用開始は施設と本人若しくは家族との「利用契約書」による締結後より発生する。

- 2 事業所は契約時に契約者とは別に連帯保証人を求めるものとする。そして、仮に契約者が利用料金等を滞納して、施設側の請求に応じなかつた場合、契約者に代わり連帯保証人がその債務を負担するものとする。なお負担の極度額は、要介護度5の3割負担の方が6ヶ月間滞納した金額とし、請求があった時には連帯保証人に債務の額等に関する情報を提供するものとする。
- 3 施設長は、利用しようとするものが伝染病疾患を有する場合は、その契約に応じないことができる。

(利用者からの契約解除)

第11条 利用者は有効期間であっても自由に中途解約を申し出る事ができる。その場合は契約解除日の7日前までに「契約解除申出書」（様式7）を提出する事とする。ただし、次号の場合は、即時に契約を解除する事ができる。

- (1) 介護保険給付対象外サービスの利用料金に変更に同意できない場合。
- (2) 事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- (3) 利用者が入院された場合。
- (4) 事業者もしくは職員が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
- (5) 事業所もしくは職員が故意又は過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(6) 上号において、施設が適切な対応を取らない場合。

(施設からの契約解除)

第12条 事業所は利用者が次号に該当する場合、契約解除を行う事ができる。

- (1) 利用者が契約締結後にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず。または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 利用者のサービス利用料金の支払いが6カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。
- (3) 利用者が故意または重大な過失により事業所または職員または他の利用者等の生命・身体・財物・信用等に傷をつけ、又は著しい不信行為を事によって、契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (4) 利用者が他の施設や事業所等に入所した場合。

(契約当事者の変更)

第13条 施設利用の契約者（＝身元引受人）は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等のいずれかをあらかじめ代理人として定めることができる。

2 代理人を定めていなかった契約者が、急遽上記の事態に陥った場合、施設は利用者または他の家族等に連絡し、速やかに別に身元引受人を立て契約者の変更を取り交わさなければならない。また、連帯保証人についても同様とする。

(利用料金)

第14条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスにかかる費用として別表1、2の利用料と居室及び食事代、利用者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとする。

- 2 特例居宅介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合は、それぞれの法令によるものとする。
- 3 介護保険適用外のサービスについては、以下のサービスについて費用を請求する事ができる。なお、金額についてはその当時の物価に適切な金額

とする。

- (1) 食材料代
 - (2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う、送迎に要する費用。
 - (3) 居室代
 - (4) 理美容代（業者請求額を実費）
 - (5) 病治療の手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供される療養食代。
 - (6) 前各号に掲げるものの他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させる事が適当と認められる費用。
- 4 事業者は前項の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービスにあたっての留意事項）

第 15 条 利用者がサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 2 決められた場所以外で喫煙をしてはならない（館内禁煙）。また、周囲の利用者等に迷惑をかける様な飲酒をしてはならない。
- 3 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- 4 その他、管理者が定めたもの。

（償還払い）

第 16 条 利用者が要介護認定を受ける前に介護サービスを利用した場合、必要に応じて利用者から一時、介護保険報酬の全額を請求することができる。この場合、利用者の要介護度が認定された時点で、支払った料金から要介護度に基づく自己負担額の差し引き分を保険者に請求し、払い戻される。

（行事参加料）

第 17 条 施設は利用者対象とした行事等を行う際、必要に応じて行事参加者に対し行事参加料を請求することができる。

（食事の提供）

第18条 食事は、利用者の生活にとって重要な部分を占める事を深く理解し、

次の事項を考慮した献立により食事の提供を実施する。

- (1) 健康を維持するに必要な各種栄養素を確保するため、変化に富にかつ嗜好と味覚にも配慮した献立とする。
- (2) 献立は、利用者の嗜好調査、職員の意見等も参考にして作成し、週間予定献立表を食堂に掲示する。
- (3) 食事の状態を利用者の身体ADLに合わせたものを提供し、また疾病により食事制限等が必要な方に対しても、医師の指示のもと療養食を提供する。
- (4) 調理に従事する職員は特に身辺の清潔に努め、月1回以上の検便を受ける。
- (5) 施設長その他関係職員による検食を事前に行う。
- (6) 調理室、食品貯蔵室等には、関係者以外の立入りを規制して衛生の保全に努める。
- (7) 利用者の食事は基本的には食堂で行うこととする。但し、その方の身体状況が病気や体力減退で離床が難しい場合は、居室にて食事の介助を行う。
- (8) 食事時間は朝食7時30分、昼食12時、おやつ15時、夕食17時30分からとする。

(緊急時等における対応方法)

第19条 職員は利用者がサービスを受けている期間中に病状の急変若しくはその他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医または事業所の提携病院に連絡を行い措置を講ずるとともに、管理者と家族等、担当居宅ケアマネに報告しなければならない。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の心身の状況を勘酌し相当と認められ場合は、損害賠償責任を減じる事ができる事とする。
- 3 事業者は、自己に責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない事とする。

(非常災害対策)

第20条 事業者は、非常災害（火災、地震等）に関する具体的な計画を作成し、防火管理者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2回、定期的に災害訓練を実施する事とする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持)

第22条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らしてならない。

- 2 退職した者に対しても、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員との雇用契約の内容に、退職後においても守秘義務の継続を保持する旨を義務づける事とする。
- 3 施設は利用者の処遇検討、および入院または他事業所への利用が発生した際に、利用者への治療又は処遇に支障が来たさない様、必要な個人情報を関係事業者等の関係人に提示することができる。その際、施設は利用者との利用契約時に「情報開示同意書」(様式1)にて、承諾を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第23条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備する。
 - (3) 業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを北海道並びに市町村に通報する。

(身体拘束)

第24条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行う場合には、「大雪荘身体拘束ゼロ推進マニュアル」に基づき、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会)

第25条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとします。

(感染症対策)

第26条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

- 2 事業所において、感染症又は食中毒が発生し又はまん延しない様に、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対し周知徹底を図る。
 - (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随意見直すこと。
 - (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に開催すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」並びに「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改定版」に沿った対応を行うこととする。
 - (5) その他関係通知の遵守、徹底。

(通常の事業実施地域)

第 27 条 通常事業の実施地域は、次の区域とする。

上川町、旭川市、愛別町、比布町、当麻町、鷹栖町、東川町
東神楽町、美瑛町

2 上記以外の地域から利用の希望があった場合は、理事長の承認を得て
事業を行う事ができる。

(その他運営に関する重要事項)

第 28 条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、理事長が別に
定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 16 年 7 月 30 日 第 4 条及第 6 条を改訂。

3. 平成 16 年 11 月 29 日 第 8 条を改訂。

追加条文 第 12 条 3 項、第 13 条。

追加により旧 13 条が 14 条に改訂。

4. 平成 17 年 10 月 6 日 別表 1 及別表 2 を改訂する。

5. 平成 18 年 3 月 24 日 第 1 条及び第 3 条を改訂。

6. 平成 19 年 7 月 1 日 第 6 条を改訂。

7. 平成 21 年 4 月 1 日 第 8 条を改訂。

8. 平成 22 年 6 月 1 日 第 10 条を追加。

追加により旧 10 条以下各 1 条づつ繰り下げる。

9. 平成 22 年 10 月 26 日 第 14 条を追加。

追加により旧 14 条以下各 1 条づつ繰り下げる。

3 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

